

## 一般社団法人日本ロボット学会 研究奨励賞選考規程

2011年5月18日理事会制定

2011年11月15日理事会改訂

### (目的)

第1条 この規程は本会表彰委員会規程に基づく研究奨励賞選考の手続きを定めるものである。

### (推薦者の選定)

第2条 会長は、対象講演会のセッションで研究奨励賞の登録講演者のいる全座長に研究奨励賞推薦者（以下推薦者とする）となることを求める。

- 2 会長は、座長が研究奨励賞の登録講演者と共著である場合は、座長に対し当該発表の座長に代わる、講演者と利害関係のない推薦者1名を依頼することを求める。
- 3 選考小委員長は、各登録講演に対し選考小委員会から1名の委員を推薦者に指名する。

### (推薦方法)

第3条 会長は、第2条の方法で選定した推薦者に対し、当該セッションの登録講演者の中から研究奨励賞候補者の記名推薦を求める。

### (推薦基準)

第4条 研究奨励賞への推薦は、研究奨励賞候補推薦用紙に基づき推薦者が行う。評価基準は、学術的論文においては主に研究の独創性、技術的論文においては主に技術の有用性とする。さらに、登録講演者の研究に対する貢献度、発表の態度・工夫、研究者としての将来性を総合的に評価する。

- 2 座長（または座長から依頼された推薦者）は、講演発表・講演論文の内容および提出された研究奨励賞候補者登録票をもとに推薦を行う。
- 3 選考小委員会からの推薦者は、講演論文の内容および提出された研究奨励賞候補者登録票をもとに推薦を行う。

### (審査基準)

第5条 研究奨励賞の審査にあたっては、1次候補者の研究内容の独創性または有用性に着眼して評価する。

### (受賞候補者の選定)

第6条 選考小委員長は、選考小委員会を開催し、受賞候補者の選考方法について確認する。選考にあたり1次候補者の講演発表論文、研究奨励賞候補者登録票、および推薦者の研究奨励賞候補推薦用紙に基づく評価を用いる。

- 2 選考小委員長は、前項の選考方法に基づき、受賞候補者を選定する。

### (結果の報告)

第7条 選考小委員長は選考の結果を、選考経過を付記し会長に報告する。

### (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、企画理事・研究奨励賞選考小委員長が提案し理事会の承認を得て行う。

### 附則

1. 本規程は2011年5月18日より実施する。
2. 本規程は2011年11月15日より改訂実施する。